

資料 7

地方独立行政法人 北松中央病院

第4期 中期目標（案）

佐世保市

前文

地方独立行政法人北松中央病院（以下「北松中央病院」という。）は、昭和25年、民営の江迎高陵病院として開設され、昭和45年4月に、北松浦郡江迎町（以下「旧江迎町」という。）が地域の医師会を委託先として、日本初の公設民営の病院として設置した病院である。

その後、市町村合併に伴い、地域医師会の再編などが行われ委託による経営が困難となったことから、平成17年4月1日、施行後1年となる地方独立行政法人法に基づき、日本で初めての地方独立行政法人による病院経営を行うことになった。

平成22年3月31日、佐世保市と旧江迎町が合併したことに伴い、北松中央病院の設置者としての地位を佐世保市が承継した。

北松中央病院は、佐世保市の北端に位置し、松浦市・平戸市・佐々町と隣接しており約10万人が居住する地域環境にある。当該地域は法律上の過疎・辺地地域であり、医療資源が少ない中において北松中央病院は、これまで地域医療を支え、また、救急の拠点病院として大きな存在感を示してきたところである。

現在、佐世保市の高齢化率は約26%^{※1}で、今後はますます高くなる見込みである。そうした当該地域においては、北松中央病院に求められる医療需要は大きくなると予測される。

北松中央病院をはじめ全国的な医師・看護師の不足や偏在の中においては、この医療需要に対応するため、また、長崎県医療計画を踏まえた本地域における公的病院による安定的な医療供給の重要性を改めて認識し、医療の提供に努めなければならない。

第4期中期目標の期間中、北松中央病院は地方独立行政法人として経営を行うことになって10年を迎える。市民及び地域の医療機関との信頼関係を築き、地方独立行政法人制度の特長を生かした、迅速な意思決定・自律的かつ弹力的な経営を行い、地域に必要とされる医療を安定的かつ効果的に提供するものとする。

そのためにも必要な地域医療機関との連携、病院スタッフの能力向上、財務体質の強化等を積極的に推進していくものとする。

※1 平成24年版佐世保市統計書 65歳以上：68,595人（高齢化率25.98%）

第1 中期目標の期間

第4期中期目標の期間は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間とする。

第2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する事項

1 地域で担うべき医療の提供

(1) 地域の実情に応じた医療の提供

北松中央病院は、佐世保・県北地域を中心としたこの地域において、人口の減少傾向や著しい高齢化及び疾病構造や地域医療の変化を踏まえ、地域住民に安定した適切な入院・外来の医療を提供するとともに、患者及びその家族の視点に立ち、安全で安心な質の高い医療を提供すること。

(2) 高度・専門医療

各診療科目においては、それが高度な専門的な医療を継続するために、学会や講演会等で研修を行い資質の向上に努めるとともに、高度医療の実践に必要な医療機器の更新や整備を計画的に行い、地域における他の医療機関では担うことが困難な高度・専門医療を提供すること。

(3) 救急医療

地域の医療機関等との連携及び役割を踏まえ、地域住民の生命を守るため、できる限りの救急搬送を受け入れ、地域において初期・二次救急医療を提供すること。

(4) 生活習慣病（予防）への対応

生活習慣病（予防）のため、院内での密な連携のもと糖尿病患者等への生活習慣改善指導を行うと同時に、特定健康診査・特定保健指導の実施に努めること。

また、食事療法、運動療法等による血糖値管理などを行うと同時に、血液浄化センターの機能を活かした透析患者の治療にあたること。

(5) 感染症医療・災害対策

感染症医療については、感染症指定医療機関として関係機関との連携の下、県北地域において感染症診療の中核的役割を果たすこと。

また、大規模な災害や事故の発生に備え、必要な人的・物的資源を整備し、必要となる医療救護活動を実施できる体制を維持し、迅速な対応が行えるようにすること。

(6) 在宅への復帰支援

患者の早期の在宅復帰を支援するため、急性期及び回復期リハビリテーションの強化を行なうこと。

(7) 介護保険サービス

在宅での介護や治療を安心して行える体制を維持するため、在宅サービス（居宅介護支援、訪問看護、居宅療養管理指導等）を引き続き提供すること。

2 医療水準の向上

(1) 医療スタッフの人材確保

地域に必要とされる質の高い医療を持続的に提供するためには、安定した診療体制の維持が必要であることから、医師、看護師、その他のスタッフの確保に努めること。

また、スタッフの教育体制、診療環境の向上、育児支援等の充実を図り、魅力ある病院づくりに努めること。

(2) 医療スタッフの専門性及び医療技術の向上

医療スタッフにおいては、各々の専門分野の医療技術の向上に関して、積極的に関連する研修会・勉強会・学会に参加し、その専門知識の取得と技術の向上に努めること。

また、職員は専門資格の取得に努め、幅広い業務範囲に対応し、医療技術へのサポート体制を高めることにより効率的・効果的な病院経営に寄与すること。

(3) 臨床研究及び治験の推進・医療の質の向上

臨床研究については、長崎大学等を中心とした研究に参加し、共同研究を行うことにより、その成果の臨床への導入を推進し、医療の発展に寄与すること。

治療の臨床試験については、医療の質に関する客観的なデータの収集・分析などを通じて、質の高い医療を提供すること。

3 患者サービスの向上

(1) 待ち時間の改善

診察、検査、手術等の待ち時間の改善を図ることで、患者サービスの向上に努めること。

(2) 院内環境の快適性向上

患者や来院者を中心とした、より快適な環境を提供するため、プライバシーの確保等に配慮した院内環境の整備に努めること。

(3) 患者満足度の向上・インフォームドコンセント

患者に対する満足度調査を引き続き定期的に実施し、その意見や要望等について速やかに対応するとともに、分析・検討を行い、患者満足度の向上に努めること。

患者を中心とした医療を展開するため、患者自らが医療の方針に合意することが出来るよう、インフォームドコンセント^{※1}の徹底に努めること。

※1 informed consent 患者が医師から治療法などを「十分に知られたうえで同意」すること。

(4) 職員の接遇向上

患者に対して温かく心のこもった職員の接遇・対応の一層の向上に努めること。

(5) 医療安全対策の実施

院内感染防止対策を実施し、患者に信頼される良質な医療を提供すること。また、院内・院外を問わず医療事故等に関する情報の収集及び分析に努め、医療安全対策に努めること。

4 地域医療機関等との連携

(1) 地域医療機関との連携

限られた地域の医療資源の中において、それぞれの機能に応じて適切な役割分担と連携を図り、適切な医療サービスを提供するため、地域の医療機関との連携の強化・機能分担を図ること。

また、標準的かつ効率的な医療を提供するため、クリティカルパス^{※1}の作成及び適用を進め、医療の質を確保しつつ効率的な医療が提供できる環境を整えること。

※1 critical path 診療経路。医師が示す、入院から退院までの治療計画表

地域連携クリティカルパス：急性期病院から回復期病院を経て早期に自宅に帰れるような診療計画

(2) 地域医療への貢献

地域医療機関等との研修会や研究会を開催するなど、地域医療の質を高めるとともに、質の高い医療の提供が出来る仕組みづくりに努め、地域医療に貢献すること。

また、保健・医療・福祉サービスを提供する地域の様々な施設とのネットワーク、連携及び協力体制の強化を図り、地域において必要とされる役割を積極的に果たすこと。

5 市の施策推進における役割

(1) 市の保健・医療・福祉行政との連携

佐世保市における保健・医療・福祉の各関連施策の推進にあたっては、積極的にこれに協力すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 効率的な運営管理体制の確立

(1) 効率的な業務運営

医療環境の変化に的確かつ機動的に対応するため、法人運営体制の機能を強化し、不断の業務運営の見直しを行うことにより、より一層の効率的な業務運営体制の確立を図ること。

(2) 事務部門の専門性の向上

医療保険・診療報酬制度など病院特有の事務に精通した職員を確保・育成することにより、専門性の向上を図ること。

(3) 職員満足度の向上

職員を適材適所に配置することで、効率的な職場を実現し、業務・業績の向上に繋げることが出来る職場環境の整備に努めること。

(4) 医療人材の育成

看護師、薬剤師、理学療法士などの医療系学生に対する臨床研修の場としての役割を果たすよう努めること。

2 収益の確保と費用の節減

(1) 収益の確保

病床利用率の向上や医療制度の改正に的確に対処すること、さらに法人が保有する資源の有効活用により、収益を確保するとともに、診療報酬の請求漏れや減点の防止、未収金の防止対策と早期回収に努めること。

(2) 費用の節減

医薬品・診療材料の購入方法の見直しなどによる経費の抑制をはじめ、不必要的光熱水費の節減、事務用品費などの経費を抑制し、より一層の経費節減に努める。

第4 財務内容の改善に関する事項

公的病院として、安定した医療を提供していくための経営基盤を確保するため、業務運営の改善及び効率化を推進し、中期目標期間中に経常収支比率を100%以上にし、資金運用バランスの健全化を維持すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

(1) 財務体質の強化に関する特記

公営企業型地方独立行政法人については、地方独立行政法人法第85条第2項のとおり独立採算による経営を原則とされている。本市においても、同条第1項の規定に基づき設置者が公営企業型地方独立行政法人に対して負担するものとされている経費を除いて、原則として設置者は負担しないということを踏まえ、さらなる財務体質の強化策を検討・実行し、病院経営の安定化を図ること。

(2) 法令・社会規範の遵守及び情報公開

地域住民に信頼される病院として、地域医療機関の模範的役割を果たしていくよう法令や社会規範等を遵守すること。

また、運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務運営の改善等の情報発信に積極的に取り組むこと。